

平成29年度 道内空港国際航空便受入機能強化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、道内空港における国際航空便の受入機能の強化を図るため、グランドハンドリング事業者が行う空港人材教育に対し、必要な経費を補助する道内空港国際航空便受入機能強化事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「交付規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空港地上支援業務 航空便の運航に当たって、旅客の利便上又は運航上の必要から空港内で実施される業務であって、搭乗手続き等接客業務全般を担う旅客サービス、運航乗務員への運航情報の提供などを行う運航支援並びに航空機誘導や貨物手荷物の搭降業務及び航空機への燃料給油などを行うランプサービスからなる業務をいう。
- (2) グランドハンドリング事業者 道内空港での空港地上支援業務を業とする者をいう。
- (3) グランドハンドリング要員 グランドハンドリング事業者と労働契約を締結して、当該グランドハンドリング事業者で使用されて空港地上支援業務に従事し、賃金を支払われる者をいう。
- (4) 空港人材教育 道内空港において直接又は間接に国際航空便の受入機能の強化に資するよう、新たにグランドハンドリング要員を採用して行われる教育をいう。

(補助事業者の要件)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するグランドハンドリング事業者とする。

- (1) 空港地上支援業務のうち、旅客サービス、運航支援又はランプサービスのいずれかを受託して、その主たる部分を自ら実施する者であること。
- (2) 交付規則第3条の規定に基づく事業告示を行った日から第11条の規定に基づく交付決定の日までの間に、自らの都合により、グランドハンドリング要員の解雇（法令又は就業規則に反する行為を行った場合や、勤務実績が著しく不良なことが明らかな場合に行われる解雇を除く。）を行った事実がない者であること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、今年度新たに採用したグランドハンドリング要員に対する教育の期間中における給与その他の人件費（海外の労働市場から採用するグランドハンドリング要員（以下「海外人材」という。）の場合にあっては、知事が別に定める経費を含む。以下同じ。）とする。

2 前項に規定する給与その他の人件費の算定に当たっては、本年度において純粋に増加し

たグランドハンドリング要員の数（以下「純増数」という。）に相当する部分を限度とする。

3 第1項に規定する補助対象経費には、消費税及び地方消費税に相当する額は、含めないものとする。

（補助率等）

第5条 補助率は、補助対象経費の額の2分の1以内（千円未満切り捨て）とする。ただし、新たに採用したグランドハンドリング要員1人につき、37万5千円（海外人材の場合にあっては、120万円）を限度として、予算の範囲内で執行する。

（事業計画書の提出）

第6条 補助金の交付を受けようとするグランドハンドリング事業者（以下「計画提出者」という。）は、空港人材教育の実施に当たり、道内空港国際航空便受入機能強化事業計画（以下「事業計画」という。）を定め、知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による事業計画の提出は、別記様式第1号の道内空港国際航空便受入機能強化事業計画書により行うものとする。

（事業計画の認定）

第7条 知事は、前条第1項の規定による事業計画書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認められる場合には、補助金の対象として認定するものとする。

2 知事は、前項の規定による認定をした場合には、その認定の内容及び付した条件を別記様式第2号の道内空港国際航空便受入機能強化事業費補助金対象認定通知書により計画提出者に通知するものとする。

（事業計画の変更）

第8条 前条第1項の規定による認定を受けた計画提出者（以下「補助事業者」という。）は、事業計画を変更しようとするとき（補助対象経費が20%以上増減する場合に限る。）は、知事に変更後の事業計画を届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、別記様式第3号の道内空港国際航空便受入機能強化事業計画変更届により行うものとする。

（事業計画の中止）

第9条 認定事業者は、事業計画を中止しようとするときは、事業計画の取下げについて、知事に届け出なければならない。

（補助金の交付申請）

第10条 認定事業者は、第7条第2項の認定の通知があったときは、補助金等交付申請書（総政第1号様式（平成25年北海道告示第10328-3号に定める様式をいう。以下「総政第〇号様式」について同じ。））に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- | | |
|-------------------|----------|
| (1) 事業計画書 | 総政第2号様式 |
| (2) 補助金等交付申請額算出調書 | 総政第14号様式 |

- (3) 経費の配分調書 総政第18号様式
- (4) 事業予算書 総政第20号様式
- (5) 資金収支計画書 総政第32号様式
- (6) その他知事が必要と認める書類
(補助金の交付決定)

第11条 前条の規定による補助金等交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認められるときは、補助金の交付決定を行い、補助事業者に通知するものとする。
(補助金の実績報告)

第12条 認定事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに補助事業等実績報告書（総政第28号様式）に次に定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書 総政第2号様式
- (2) 補助金等精算書 総政第29号様式
- (3) 事業精算書 総政第31号様式
- (4) その他知事が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第13条 前条の規定による補助事業等実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。
(補助金の交付の条件)

第14条 補助金を交付する場合は、必要に応じ、「補助金等に係る標準様式の設定について」（昭和47年9月20日付け局総第453号副出納長通達）第1号様式に次に定める条件を加えるものとする。

- 1 補助事業等の内容を変更するときには、知事の承認を受けなければなりません。ただし、当該変更に伴う補助対象経費の増減額が20%を超えないときは、この限りではありません。

(補助金の交付)

第15条 補助金は、第13条に規定する補助金の額の確定をもって支払うものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月10日から施行する。